

わがまち特例一覧

	固定資産種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例期間	根拠法	提出書類
1	家屋 償却資産	家庭的保育事業の用に供する固定資産	—	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	地方税法第349条の3 第27項 松山市市税賦課徴収条例第43条の2 第1項	・特例適用申告書 ※添付書類については、申告書裏面参照
2	家屋 償却資産	居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産	—	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	地方税法第349条の3 第28項 松山市市税賦課徴収条例第43条の2 第2項	・特例適用申告書 ※添付書類については、申告書裏面参照
3	家屋 償却資産	事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する固定資産	—	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	地方税法第349条の3 第29項 松山市市税賦課徴収条例第43条の2 第3項	・特例適用申告書 ※添付書類については、申告書裏面参照
4	土地 家屋 償却資産	特定事業所内保育施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助(運営費)を受けた事業主等(当該施設について最初に補助を受けた者に限る)が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産。 ※令和5年4月1日以降は当該施設について最初に補助を受けた者に限る。	取得時期に規定なし 【補助開始対象期間】 平成29年4月1日～ 令和6年3月31日	課税標準額の2分の1	5年間 ※最初に当該施設に係る政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分(継続して補助を受けた場合)。	地方税法附則第15条 第32項 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第14項	・特例適用申告書 ※添付書類については、申告書裏面参照
5	償却資産	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液を処理する施設(沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等)ただし、既存の施設又は設備に代えて設置するものを除く。 ※令和4年4月1日以降は暫定排水基準が適用されている事業者が取得する施設のみ対象。	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	課税標準額の2分の1	無期限	地方税法附則第15条 第2項 第1号 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第1項	・特例適用申告書 ・特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書の写し ・汚水又は廃液処理施設の設備であることが分かる書類
6	償却資産	下水道除害施設	下水道法で定める基準に従い、下水による障害を除去するために必要な施設(沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等)ただし、既存の施設又は設備に代えて設置するものを除く。 ※令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、供用開始日より前から引き続き事業を行う者のみ対象。	平成26年4月1日～ 令和4年3月31日	課税標準額の4分の3	無期限	地方税法附則第15条 第2項 第5号 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第2項	・特例適用申告書 ・除害施設設置(構造等変更)届出書、除害施設工事完了届等の写し ・設置時期や取得金額がわかる書類等
				令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	課税標準額の5分の4			
7	償却資産	太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた発電設備 ※FIT制度・FIP制度の認定を受けたものを除く。	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	地方税法附則第15条 第25項第1号イ 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第3項	・特例適用申告書 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類
					(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間		
8	償却資産	風力発電設備	FIT制度・FIP制度の認定を受けた風力発電設備	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力20kW以上) 課税標準額の3分の2	3年間	地方税法附則第15条 第25項第1号ロ 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第4項	・特例適用申告書 ・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
					(発電出力20kW未満) 課税標準額の4分の3	3年間		
9	償却資産	水力発電設備	FIT制度・FIP制度の認定を受けた水力発電設備	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力5,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	地方税法附則第15条 第25項第2号ハ 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第9項	・特例適用申告書 ・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
				平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力5,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間		
10	償却資産	地熱発電設備	FIT制度・FIP制度の認定を受けた地熱発電設備	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の2分の1	3年間	地方税法附則第15条 第25項第3号ロ 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第11項	・特例適用申告書 ・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
					(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間		

	固定資産種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例期間	根拠法	提出書類
11	償却資産	バイオマス発電設備	FIT制度・FIP制度の認定を受けたバイオマス発電設備 ※発電出力2万kW未満	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力10,000kW～ 20,000kW未満) 課税標準額の3分の2 (発電出力10,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間 3年間	地方税法附則第15条 第25項第1号ニ 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第6項 地方税法附則第15条 第25項第3号ハ 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第12項	・特例適用申告書 ・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
12	償却資産	浸水防止用設備	浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定された浸水防止計画に基づき設置した設備(止水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機 等)	平成26年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の3分の2	5年間	地方税法附則第15条 第28項 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第13項	・特例適用申告書 ・浸水防止計画の写し
13	償却資産	中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備	生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備等	平成30年6月6日～ 令和3年3月31日	課税標準額をゼロ	3年間	(旧)地方税法附則第15条 第41項 (旧)松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第15項	・特例適用申告書 ・工業会等による証明書の写し ・リース契約の場合は、リース契約見積書の写しと公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し ※松山市で計画の認定を行っているため計画書の添付は必要ありません。
14	家屋 償却資産	中小企業者等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備(家屋、構築物含む)	中小企業等経営強化法※に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備、家屋、構築物等 ※令和3年6月15日までは、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定	令和2年4月30日～ 令和3年3月31日 (家屋・構築物のみ) 令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	課税標準額をゼロ	3年間	(旧)地方税法附則第64条 (旧)松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第16項	・特例適用申告書 ・工業会等による証明書の写し ・リース契約の場合は、リース契約見積書の写しと公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し ※松山市で計画の認定を行っているため計画書の添付は必要ありません。
15	家屋	新築のサービス付き高齢者向け住宅	—	平成27年4月1日～ 令和7年3月31日	固定資産税額の3分の2を減額	5年間	地方税法附則第15条の8 第2項 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の2 第15項	・サービス付き高齢者向け住宅にかかる固定資産税の減額申告書 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類 ・政府の補助又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類(補助金交付決定通知書 等)
16	家屋	大規模修繕等を行ったマンション	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定または助言指導を受け、長寿命化工事を完了した、築後20年以上が経過した10戸以上の区分所有マンション。	【長寿命化工事完了時期】 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	固定資産税額の3分の1を減額	1年間	地方税法附則第15条の9 第3項 松山市市税賦課徴収条例附則第12条の3 第10項	・大規模修繕等を行ったマンションにかかる固定資産税の減額申告書 ・大規模の修繕等証明書又はその写し ・過去工事証明書又はその写し ・当該マンションの総戸数がかかる書類(建築図面等) ・管理計画の認定通知書(※管理計画認定マンションの場合) ・助言・指導内容実施等証明書又はその写し(※助言指導に係る管理者等の管理組合に係るマンションの場合)